

# 生徒指導

## 1 目標

本校の教育目標と教育方針に従い、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間の形成を目指す。

## 2 生徒指導の重点

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| (1) 基本的生活習慣の確立      | (3) 自主的活動の充実と積極性の養成 |
| (2) 自主、自立性と価値判断力の養成 | (4) 安全教育の徹底         |

## 3 具体的指導項目

### (1) 基本的生活習慣の確立

人間としてのあり方、生き方について深く考え、心身ともに健全な成長発達をめざし、お互いの人権を尊重し、深い友情と連帯感を培う。

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ア 学習習慣を確立する      | エ 挨拶、正しい言葉づかいをする |
| イ 遅刻、怠学をしない      | オ 協力して清掃をする      |
| ウ 校則に合った服装・頭髪にする | カ 貴重品等の自己管理をする   |

### (2) 非行防止

- |            |            |
|------------|------------|
| ア 暴力をふるわない | エ いじめをしない  |
| イ 飲酒喫煙をしない | オ 不正行為をしない |
| ウ 公共物を大切にす |            |

### (3) 交通安全

- ア 単車（自動車）の全面禁止と4ない運動プラス1の徹底
- イ 自転車の運転マナーを守る（2人乗り、無灯火、傘さしの禁止）
- ウ バス利用のマナーを守る

### (4) 生徒会活動、部活動等の自主的活動

- ア 生徒会活動、部活動に積極的に参加する

## 4 生徒心得

- (1) 学校の定めている規則・規定・心得を重点に、社会の規則秩序を厳守し、生徒の本分を全うすること。
- (2) 生徒証は常に携帯していること。
- (3) 諸届は必ず期限を守って該当担任に提出し指導を受けること。
- (4) 登校後無断外出は禁止。必要な場合は外出許可を受けること。
- (5) 規則正しい生活をおくり、遅刻・怠学をすることなく、自己の学力増進と心身の健康の保持増進に努めること。
- (6) 高校生活の中で相互批判と相互理解を深め、友情や連帯感を培うこと。
- (7) 喫煙、飲酒、暴力、窃盗、公共物破損などの行為はしないこと。また、電子タバコ、ノンアルコール飲料も喫煙、飲酒の類似行為として指導の対象とする。
- (8) 制服規定を厳守すること。
- (9) 頭髪は加工や染色・脱色をせず、清潔であること。化粧（口紅、マニキュアなど）や装身具（ピアス、ネックレス等）をしないこと。
- (10) 登下校時のマナーや交通ルールを守ること。
- (11) 在籍中は単車、自動車の運転をしないこと。また、免許を取得しないこと。
- (12) 登下校時に不審者等に遭遇した場合は、速やかに学校または警察に連絡すること。
- (13) 日頃から学習に励み自分の進路を切り拓く力をつけること。
- (14) 試験は不正行為等ないよう正々堂々と受けること。
- (15) 交際は互いに人格・人権を尊重し合うこと。
- (16) 授業中に許可なくスマートフォン等を使用しないこと。また、相手の許可を得ずに撮影、録音を行ったり、SNS等に画像や動画を投稿しないこと。

## 5 制服規定

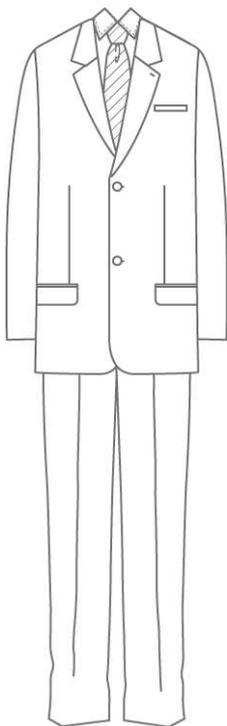
- (1) 京都府立北桑田高等学校は次のとおり制服を規定する。
- (2) I型はブレザー（紺）、スラックス（茶系チェック）に、マーク入りまたは、これに近いカッターシャツ（白）とネクタイ（オレンジ系、ピンク系、ブルー系のレジメンタル3色より選択）を着用。  
夏期にはスラックス（茶系チェック）と、マーク入りまたは、これに近い長袖又は半袖カッターシャツ（白）あるいは、半袖の白ポロシャツ（ワンポイント可）を着用しネクタイは着用しない。
- (3) II型はブレザー（紺）、スカート（茶系チェックマーク入り）またはスラックスにマーク入り、または、これに近いブラウス（白）とリボン（オレンジ系、ピンク系、ブルー系3色より選択）または、ネクタイを着用。  
夏期にはスカート（茶系チェックマーク入り）またはスラックス（茶系チェック）と、マーク入りまたは、これに近い長袖又は半袖ブラウス（白）および、半袖の白ポロシャツ（ワンポイント可）を着用し、リボン、ネクタイは着用しない。なお、スカート丈についてひざにかかる丈であること。
- (4) セーター（白、紺、灰色の3色より選択）は学校指定のものを全員購入する。  
また、ベスト（白、紺、灰色の3色より選択）は学校指定のものを自由購入する。
- (5) 外衣として、ジャンパー類、コート類は認めるが華美でないこと（皮革、合成皮革は不可。）ただし着用は登下校時に限る。
- (6) 登下校時の履物は、靴またはゴム長靴とし、安全面等を考慮し、スリッパやサンダル等は使用しない。
- (7) 上履は、学校指定のものとする。
- (8) 衣替えは原則として6月1日と10月1日とする。（但し、前後に移行期間を設ける。）

### I 型

○カッターシャツは白で、胸にKの花文字（グリーン）のものを使用する。

○ネクタイはオレンジ系、ピンク系、ブルー系のレジメンタルより選択し、Kitakuwada のネーム入りを使用する。

#### ブレザー（紺）



- 前 : シングル2つ釦(金釦校章入り)
- 胸 : アウトポケット
- 腰 : フタ付きポケット
- 袖口 : グローイング付き  
(袖丈伸ばし仕様)2つ釦
- 後 : センターベント

#### スラックス（茶系チェック）

- ウエスト : 1タック
- 前 : 7本ループ
- 前 : カン止め
- 前 : ボタン
- 前 : ファスナー
- 両脇 : 斜めポケット
- 後 : ピスポケット

## II 型

- ブラウスは白で角衿、胸Kの花文字（エンジ）のものを使用する。
- スカート丈についてはひざにかかる丈であること。
- リボンはオレンジ系、ピンク系、ブルー系の中から選択しワンタッチ式のものを使用する。
- ネクタイはオレンジ系、ピンク系、ブルー系のレジメンタルから選択し、Kitakuwada のネーム入りを使用する。

### ブレザー（紺）



- |   |                   |    |            |
|---|-------------------|----|------------|
| 前 | ： シングル2つ釦（金釦校章入り） | 袖口 | ： グローイング付き |
| 胸 | ： アウトポケット         |    | ： 2つ釦      |
| 腰 | ： フタ付きポケット        | 後  | ： センターベント  |

### スカート（茶系チェック）

- |   |          |     |                |
|---|----------|-----|----------------|
| 脇 | ： ファスナー  | ベルト | ： 3段カン         |
|   | ： ポケット付き |     | ベルト下左側に校章マーク入り |

### スラックス（茶系チェック）

- |      |          |
|------|----------|
| ウエスト | ： 1タック   |
|      | ： 7本ループ  |
| 前    | ： カン止め   |
|      | ： ボタン    |
|      | ： ファスナー  |
| 両脇   | ： 斜めポケット |
| 後    | ： ピスポケット |

## 6 生徒通学規則

- (1) 本校生徒の通学は、徒歩、自転車、バスのいずれかによるものとし、自動車、自動二輪車、原動機付自転車による通学は禁止する。
- (2) 自転車は自宅から学校までとし、許可証を発行する。また、最寄りのバス停までの者も同様とする。所定の様式により、学校長に届け出て許可を受けること。
- (3) 自転車により通学する者は、次の事項を守らなければならない。
  - ア 所定の位置に学校の発行する鑑札をつけること。
  - イ 所定の駐輪場に駐輪し施錠すること。
  - ウ 交通ルール・交通マナーを守ること。特に無謀運転、2列並進、ながら運転、自転車の貸借を行わないこと。
  - エ 登校後担任の許可なく、下校以外の目的で自転車に乗らないこと。
  - オ 車体の点検整備（ブレーキ、ライト、反射鏡など）を完全に行うとともに、正常でない変形を行わないこと。
  - カ 自転車を使用する場合はヘルメットを着用することが望ましい。なお、ロードレーサー系の自転車は必ずヘルメットを着用すること。
- (4) 各自、定められる通学路を守ること。また通学方法に変更のある場合はただちに届け出ること。

- (5) 通学規則、通学心得に違反する行為を行った者には、通学規則2項による許可を取り消すとともに学則による懲戒を行うことがある。

## 7 アルバイト

- (1) 一般業務に関するアルバイトも、経済的に困難で家計を援助し、学資調達を必要とするもの以外は、原則として禁止する。
- (2) 料理、旅館等で酒類を提供する接客アルバイト、宿泊を伴うアルバイトは禁止する。
- (3) アルバイトをどうしてもやらなければならない場合は、事前に保護者の承認と雇用者の確認書を担任に届け出て指導を受けること。（届出用紙は生徒指導部）
- (4) アルバイトは長時間にわたらないこと。なお受け取った賃金の用途は、必ず保護者の指導を受けること。
- (5) 定期考査中のアルバイトは禁止する。

## 本校のバイク禁止について

### 1 基本的考え方（指導理念）

バイク問題を生徒自身の生活全体にかかわる重大な問題として把握し、教育の大切な課題として取り組む。

- (1) 生命尊重の徹底（自他の事故防止）
- (2) 現代社会の風潮の中での高校生の生活実態のひとつの現われと把握し、高校生の認識と自覚をうながす。
- (3) バイク禁止の教育を通じて、生徒自身が、いま高校生として、自分は何をしなければならないかをしっかり把握し学習と部活動、ホームルーム活動、生徒会活動に全エネルギーを集中して、たくましく成長するよう指導する。
- (4) 生徒集団の中での話し合いの中で、常に深めていく。
- (5) 生徒・教員・保護者・地域の自覚的協力の中で取り組む。

### 2 具体的指導方針

- (1) 免許をとらない（とらせない）、バイクを買わない（買わさない）、バイクを運転しない（運転させない）、バイクに同乗しない（同乗させない）子どもの要求に負けない。

[4ない運動プラス1の推進]

- (2) 免許取得は単車、自動車とも第3学年末（2月以降）とする。ただし、特別に申し出のあった生徒について2月以前の入校を認める場合がある。